

2019年10月15日
医系科学研究科教育委員会

広島大学大学院医系科学研究科 学業成績の取扱いについて

広島大学大学院規則第30条に基づき、授業科目の評価は、以下の方法によって行う。

- 1) 学業成績の評価は、試験、レポート及び授業への参加態度等によって判定する。
成績は、広島大学大学院規則第30条に基づき、秀、優、良、可及び不可の5段階で評価され、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。
- 2) 成績評価に疑義のある場合は、下記のとおり申し出ること。
 - (1) 授業担当教員に申し出る。
 - (2) 授業担当教員に申し出ても更に疑義がある場合、成績発表日から次の学期の授業開始後1週間以内に「成績評価に対する異議申立書」に必要事項を記入し、学業成績証明書を添付の上、霞地区運営支援部学生支援グループ（大学院担当）（以下、「大学院担当」とする。）へ提出する。
- 3) 疑義に対しては、医系科学研究科教育委員会委員が調査を行い、（異議申立ての対象となった講義を担当する教員を除く。）医系科学研究科教育委員会及び医系科学研究科教授会にて審議を実施し、その結果を研究科長名の書面により、大学院担当を通じて回答する。
ただし、申立ての内容から、検証調査を実施する必要があることが明らかな場合は、調査及び審議を経ることなく研究科長名の書面により、大学院担当を通じて回答する。